

情報漏洩を巡る最近の動向

デジタル・フォレンジック・コミュニティ2009
2009/12/14

須川 賢洋

masahiro@jura.niigata-u.ac.jp



元三菱UFJ証券社員による 顧客情報売却事件

東京地裁 2009(平成21)年11月12日 判決

- 窃盗罪を適用し、懲役2年(実刑)
- CD-Rという媒体自体の価値を、あえて(?)換算せず

2009 (H21)年度の著作権法改正1

- ・ 違法なインターネット配信による音楽・映像を、違法であるとしながら複製することを著作権侵害とする
 - →罰則なし
- ・ ネット販売等で海賊版の販売の申出(広告行為)を著作権侵害とする
 - →罰則あり
- ・ 検索エンジンのキャッシュ等に関して明文化

Faculty of Law Niigata University

2009 (H21)年度の著作権法改正2

- ・ 古いTV番組をインターネットで二時利用する際、実演家などの権利者不明の場合での利用の円滑化
- ・ 国会図書館所蔵資料の円滑な電子化への対応
- ・ 視覚・聴覚障害者への対策
- ・ その他(インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製など)

Faculty of Law Niigata University

ダウンロードの違法化

- 著作権法 30条1項3号
- 「権利制限規定」への“制限”の追加
- 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

→ただし、不可罰

Faculty of Law Niigata University

不可罰となった理由

- (1)ネット上の著作物が、違法にアップロードされたものか否か判断が行いづらい
 - (2)ネットの技術特性上、自分が意識しないうちに勝手にダウンロードしてしまう場合がある
- と言われているが、

+

そもそも、この領域は従前から可罰化していなかった。

Faculty of Law Niigata University

考察1 不可罰で効果はあるか？

- 「それは違法です！」と断言できることによる抑止効果
- ★ソフト・ローへの波及効果を期待できる
 - 校則 or 就業規則等でのペナルティの付与
- 民事訴訟での裁判官の心証
- 今後の法改正で罰則規定を設ける可能性

Faculty of Law Niigata University

改正法の課題と私見

- 録音録画以外への対応
 - コミックのスキャン
 - コンピュータプログラム など
- 録画とは(著作権法 2条1項14号)
 - 「影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製すること」

＜私見＞この領域(私的複製)における規制はあまり過度にやるべきではない！

Faculty of Law Niigata University

新設：47条の7 情報解析のための複製等

- 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下のこの条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りではない。

Faculty of Law Niigata University

考察2 第47条の7新設の効果

- 「情報解析のための複製等」を権利制限規定に追加
- →学術的な効果が非常に大きいだろう
- デジタル・フォレンジックにも対応している・・・はず。

Faculty of Law Niigata University

今後の課題

- 脆弱性等を調査するためのリバース・エンジニアリングに対しては、いまだ未対応

← 問題の切り分けの難しさより引き続きの検討課題として残る。

Faculty of Law Niigata University

2009年の不競法改正 (2条1項7号)

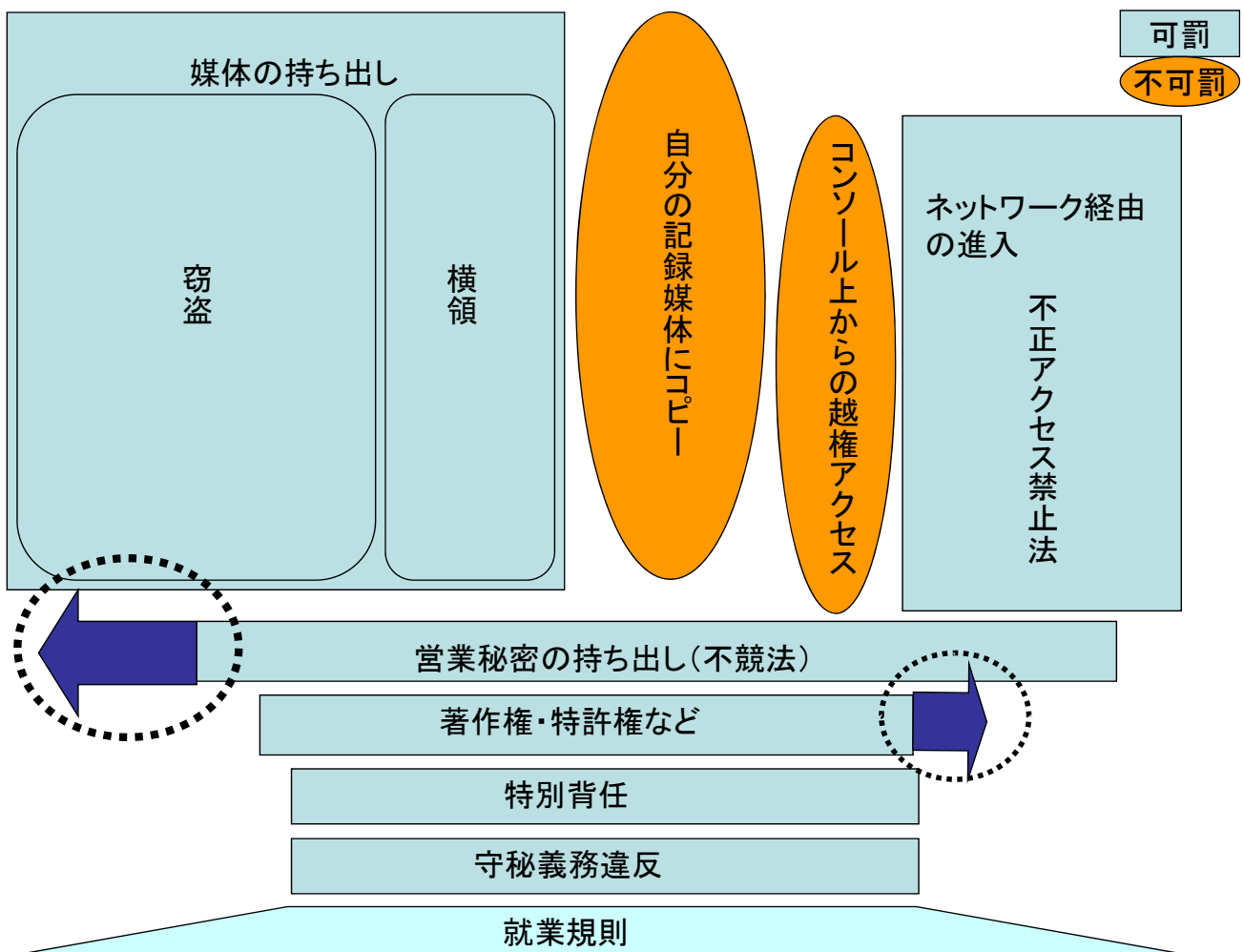
- (改正前) 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- (改正後) 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

Faculty of Law Niigata University

考察3 営業秘密漏洩の今後の課題

- 過失による営業秘密の漏洩
- 大学と企業の研究連携などの場合の問題
 - 学生が研究室で行っていた実験の続きを、就職後に企業で行って特許等を取得したら？

Faculty of Law Niigata University



まとめにかえて

- 「情報“財”」を保護するための、今以上の法制度が必要。
 - しかし、「セキュリティ基本法」ではうまくいかないだろう。
- 国家安全保障上のを前面に出した法律も必要なのではないか？

→だからと言って、刑法に安易に「情報窃盗罪」をつくるべきではない。

→今後も地道に学際研究を続けるしかない だろう